

議案第 6 号

君津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市都市計画審議会に臨時委員及び専門委員を置くことができるようにするため、君津市都市計画審議会条例（平成 12 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

君津市都市計画審議会条例（平成12年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員をもって組織する」を削り、同条に次の3項を加える。

- 3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 5 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

第3条の見出しを「(任期)」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5条第2項及び第3項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市都市計画審議会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する_____</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する<u>委員をもって組織する。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>委員が任命の要件を欠くに至ったときは、その職を失う。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 審議会は、委員_____の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員_____の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

